

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-144
許認可等の種類	再開発会社の規準又は事業計画の変更の認可			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第50条の9第1項			
許認可等の概要	再開発会社が規準又は事業計画を変更する場合の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難なため)			
期間の制定根拠	—			